

## 菊陽町犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金制度

菊陽町は、殺人や傷害等の故意による人の生命や身体を害する犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方の経済的負担軽減を図るための見舞金制度・転居費用助成金制度を創設しました。

※ 令和8年（2026年）4月1日以降に発生した犯罪行為による犯罪被害が対象です。

### 対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為で、警察に被害届が提出され、被害が認知された犯罪が対象となります。

### 見舞金等の種類・給付額・対象者

#### 遺族見舞金 30万円

【給付対象者】 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族（第1順位遺族）

※ 基本的な順位

① 配偶者（事実婚・パートナーシップ含む。）

犯罪被害者の収入で生活していた

② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦ 子 ⑧ 父母 ⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

#### 重傷病見舞金 10万円

【給付対象者】 犯罪行為により重傷病を負った方

※ 重傷病

1か月以上の加療かつ3日以上入院を要すると医師に診断された傷害・疾病で、精神疾患の場合は、1か月以上の加療かつ3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの。

#### 転居費用助成金 上限20万円

【給付対象者】 上記の見舞金を給付された方のうち、犯罪行為の影響により従前の住居に居住することが困難になった方

### 住所要件

【遺族見舞金】

亡くなられた犯罪被害者のご遺族（第1順位）であって、犯罪被害者が犯罪行為を受けたときにおいて、菊陽町の住民基本台帳に記録されていた又は配偶者暴力（DV）の被害等やむを得ない理由により住民基本台帳に記録されずに菊陽町に居住していた方

**【重傷病見舞金】**

犯罪被害を受けたときにおいて、菊陽町の住民基本台帳に記録されていた又は配偶者暴力（DV）の被害等やむを得ない理由により住民基本台帳に記録されずに菊陽町に居住していた方

**申請期限**

**【見舞金】**

犯罪被害を知った日から2年以内、かつ、発生から7年以内

**【転居助成金】**

見舞金の給付決定から1年以内

**問合せ先**

菊陽町役場 危機管理防災課

直通電話 096-232-2110

月～金 8:30～17:15（祝休日除く。）